

相談支援部会の取り組みについて

相談支援部会部会長
相談支援事業所なでしこ 島川稜子

1. はじめに

相談支援部会は平成19年3月、区に出された「杉並区地域自立支援協議会設置要綱」第6条により設置され、同年5月からの準備会を経て、7月より月1回の割で開催された。構成メンバーは相談支援事業所・就労機関・福祉事務所・保健センター等の12名で発足した。現在は、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、こども発達センターが加わり14名で活動している。これまでの相談支援部会の取り組みについては下記の通り。

2. 第1期（H19年度～H20年度）の取り組みについて

【平成19年度】

目的：区内相談支援事業者間のネットワーク構築及び相談のマネジメント力を高める。目標を「現在行われている相談・支援内容を分析し、相談支援としてすべきこととそのために必要な社会資源を検討する」として、障害特性が異なる事例の検討を行なう。そこから見えた課題として、相談支援においてはネットワーク構築とマネジメント力の向上、又発達障害者の支援 高齢障害者への支援 GH等世話人へのバックアップ体制の必要性が挙げられた。初年度の取り組みから、杉並区の現状と課題のいくつかが明らかになる。

【平成20年度】

前期の目的：障害福祉計画の改定を視野に、地域のニーズを把握し区に提案する。障害福祉計画の改定を視野に、相談支援の現場は1つの事業所では支援の難しい事例が多くなっている現状から、課題解決には障害者を地域で支える仕組み作りの必要性を提案し、「相談支援事業者と各関係機関のネットワーク作り」「個別支援会議」の重要性を挙げる。また「高齢者の地域生活のあり方」についても提案し、これについて障害者が介護保険制度に移行するにはケアマネとの連携が不可欠であることを確認した。

後期の目的：地域の資源を知り、地域の課題についてグループ活動を行なう。地域移行促進部会との連携を強化する取り組みと共に、地域の課題についてグループ討議し下記の3つの課題を取り上げる。また、引き続き見学会を通して社会資源を知る取り組みも行った。

発達障害者への相談支援

高齢障害者への支援（サービスの違いによる困難さ、高齢の困難さ）

学齢期の障害児を抱えた家族の相談支援

第1期では上記、相談支援の基本的な資質アップのために、地域の社会資源の把握を行うと共に、日常の相談から「発達障害者への支援」「高齢障害者への支援」「学齢期の家族支援」を課題として確認した。

3. 第2期（H21年度～H22年度）の取り組みについて

【平成21年度】

目的：相談支援事業から見える地域の課題解決のためのネットワーク構築

19年度20年度の活動から出された3つの課題への支援を整理し、解決方法を探る。

発達障害者への支援

・地域での継続した支援方法について検討

高齢障害者への支援

・サービスの違いや高齢による困難に対して

・地域のネットワーク構築について

介護保険制度の学習会や事例検討を行ない、「ケア24との交流会」を実施。

学齢障害児を抱えた家族への支援

- ・支える家族への支援について
- ・支援を含め地域の資源について

加えて、社会資源見学や地域移行促進部会・ケア24との交流会や活動を通して、相談支援の力量の向上と地域のネットワーク構築に取り組む。

【平成22年度】

目的：相談支援事業から見える地域の課題解決のためのネットワーク構築

引き続き、課題にそって下記の3つのワーキンググループに分かれて活動する。

A「高齢障害者への支援」をテーマに、事例検討と「ケア24との交流会」を実施。

B「学齢障害児を育てる家族への支援」をテーマに関係施設見学、放課後資源についての調査を実施し、本会に課題整理の報告と提言を行った。

C「GHの利用者への支援」、GH世話人情報交換会との交流会やGH見学を実施。

なお「発達障害者への支援」に関しては、平成22年度から「社会適応支援事業」を試行するなど個別支援の枠を超えた取り組みを始め、平成23年度からは事例検討を実施。

第2期では上記、1期の課題からそれぞれに検討を進め、成人期の発達障害の状況把握と事業の施行が開始され、高齢障害者対応についてケア24との交流が図られるようになり学齢期の支援として一貫した相談のしくみの必要性も明らかになった。また、GH世話人との交流を通じ、障害者の人権と支援のあり方についての議論も始まる。

4. 第3期（H23年度～H24年度）の取り組みについて

【平成23年度】

目的：相談支援事業から見える地域の課題解決のためのネットワーク構築

前期の課題に沿い事例検討を中心に、5回の活動を行う。相談支援事業所連絡会(月1回、区障害者生活支援課主催)と活動(関係機関との交流)を分けながらもリンクし、下記の課題について、3つのワーキンググループに分かれ事例検討と意見交換を行なった。

「学齢期を育てる家族への支援」として、“小中高とつなぎの支援をした事例”と“済美養護学校での個別支援会議の取り組みの成果と課題”について事例報告と意見交換を行なった。

「地域の障害者虐待予防システムを考える」をテーマとして、平成24年10月施行の『障害者虐待防止法』にあわせ、こども家庭支援センター・ケア24との連携事例から児童・高齢の虐待システム、障害者虐待について事例報告と意見交換を行なった。

「高齢障害者の支援と支援者の連携」をテーマに、今回で3回目となる「ケア24との交流会」を開催し、各制度の狭間で当事者の方々が混乱しやすい視覚・精神障害の事例を通じ、双方の制度の違いや地域での互いの役割を認識し、理解を深め、連携を図った。

【平成24年度】

別紙(相談支援部会)3を御参照下さい。

5. 最後に

これまでの相談支援部会の活動を通して、区内の具体的な課題が見え、その課題解決に向けて相談支援事業所が何をすればいいのかが、検討を重ねてきた。未だ課題解決には至っていないが、これまでの継続した部会の活動は課題解決に向けてネットワーク構築への足がかりとなっている。平成25年度より相談支援体制は変わるが、今後も引き続きメンバーそれぞれが毎日の相談に真摯に向き合い、課題改善とネットワーク構築のため、関係機関との連携を深めていく必要があると思われる。

以上